

技術基準規則の各条文の機能要求と該当設備

技術基準規則			機能要求	該当する構築物、系統及び機器（設備） （直接要求の設備関係 ◎、○1、○2、◇）
条	項	号		
3 特殊な設計	1	-	特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで使用済燃料貯蔵施設を設置することができる。	特殊設計 該当なし
	2	-	前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	特殊設計の申請 該当なし
4 廃止措置中の施設維持	1	-	法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（燃料貯蔵規則第四十三条の三の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。	廃止措置維持 該当なし
5 臨界防止	1	-	使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	臨界防止措置 ◎：金属キャスク
6 地盤	1	-	使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	地盤要求 ○1：使用済燃料貯蔵建屋 ○2：電源車、軽油貯蔵タンク（地下式）、動力消防ポンプ、粉末（ABC）消火器、防火水槽 ◇：モニタリングポイント、電気設備（常用電源設備）、人の不法な侵入等防止設備
7 地震	1	-	使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	地震による施設の要求 ○1：金属キャスク、貯蔵架台、受入れ区域天井クレーン、搬送台車、使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉 ○2：仮置架台、たて起こし架台、検査架台、空気圧縮機、空気貯槽、安全弁、空気除湿装置、除湿装置前置フィルタ、除湿装置後置フィルタ、主配管、蓋間圧力検出器、表面温度検出器、給排気温度検出器、圧力検出器（蓋間圧力の代替計測用）、非接触式可動型温度計（表面温度の代替計測用）、温度検出器（給排気温度の代替計測用）、廃棄物貯蔵室、ガンマ線エリアモニタ、中性子線用エリアモニタ、モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（低レンジ））、（ガンマ線モニタ（高レンジ））、（中性子線モニタ）、放射線サーベイメータ（GM管サーベイメータ）、（電離箱サーベイメータ（代替計測にも使用））、（シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用））、（中性子線用サーベイメータ（代替計測にも使用））、（ガスモニタ）、無停電電源装置、共用無停電電源装置、電源車、軽油貯蔵タンク（地下式）、動力消防ポンプ、粉末（ABC）消火器、大型粉末消火器、化学泡消火器、防火水槽、光電式分離型感知器、光電式スポット型感知器、差動式スポット型感知器、火災受信機、表示機、防火シャッター、防火扉、コンクリート壁、棟上導体 ◇：表示・警報装置、モニタリングポイント、出入管理設備（入退域管理装置）、個人管理用測定設備（個人線量計）、電気設備（常用電源設備）、社内電話設備、送受話器、放送設備、警報装置、衛星携帯電話、加入電話設備、安全避難用扉、通路誘導灯、避難口誘導灯、保安灯、人の不法な侵入等防止設備
	2	-	使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	地震による基本的安全機能確保 ○1：金属キャスク、貯蔵架台、受入れ区域天井クレーン、搬送台車、使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉
	3	-	使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	斜面崩壊による基本的安全機能の確保 ○1：使用済燃料貯蔵建屋
8 津波	1	-	使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	津波による基本的安全機能の確保
9 外部衝撃	1	-	使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	自然現象による外部衝撃の防護措置 ○1：金属キャスク、貯蔵架台、使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉
	2	-	使用済燃料貯蔵施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	外部火災等から基本的安全機能の防護措置
10 不法侵入	1	-	使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	不法侵入等の防護措置 ◇：人の不法な侵入等防止設備

◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
 ○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
 ○2：安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの
 ◇：安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が必要なもの

技術基準規則の各条文の機能要求と該当設備

技術基準規則			機能要求	該当する構築物、系統及び機器（設備） （直接要求の設備関係 ◎、○1、○2、◇）	
条	項	号			
11	閉じ込め	1	一 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。 一 金属キャスクは、使用済燃料等が外部に漏えいするおそれがない構造であること。	閉じ込め機能構造	◎：金属キャスク
		2	二 流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料によって汚染された物が使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	閉じ込め機能逆流の防止	該当なし
		3イ	三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料によって汚染された物が漏えいし難いものであること。	漏えい拡大防止材料・塗装	○2：廃棄物貯蔵室
		3ロ	ロ 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰せきが設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	漏えい拡大防止せき	○2：廃棄物貯蔵室
		3ハ	ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料によって汚染された物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料によって汚染された物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十八条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	漏えい拡大防止排水路	該当なし
12	火災	1	使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。	消火設備等設置の要求	○2：動力消防ポンプ、粉末（ABC）消火器、大型粉末消火器、化学泡消火器、防火水槽、光電式分離型感知器、光電式スポット型感知器、差動式スポット型感知器、火災受信機、表示機
		2	前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	故障損壊時の要求	
		3	安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	不燃性、難燃性、防火壁の要求	○1：金属キャスク、貯蔵架台、受入れ区域天井クレーン、搬送台車、使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーフ、遮蔽扉 ○2：仮置架台、たて起こし架台、衝撃吸収材、検査架台、空気圧縮機、空気貯槽、安全弁、空気除湿装置、除湿装置前置フィルタ、除湿装置後置フィルタ、主配管、蓋開圧力検出器、表面温度検出器、給排気温度検出器、圧力検出器（蓋開圧力の代替計測用）、非接触式可動型温度計（表面温度の代替計測用）、温度検出器（給排気温度の代替計測用）、廃棄物貯蔵室、ガンマ線エリアモニタ、中性子線用エリアモニタ、モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（低レンジ）、ガンマ線モニタ（高レンジ）、（中性子線モニタ）、放射線サーベイメータ（GM管サーベイメータ）、（電離箱サーベイメータ（代替計測にも使用））、（シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用））、（中性子線用サーベイメータ（代替計測にも使用））、（ガスモニタ）、無停電電源装置、電源車、共用無停電電源装置、軽油貯蔵タンク（地下式）、動力消防ポンプ、粉末（ABC）消火器、大型粉末消火器、化学泡消火器、防火水槽、光電式分離型感知器、光電式スポット型感知器、差動式スポット型感知器、火災受信機、表示機、防火シャッター、防火扉、コンクリート壁、棟上導体 ◇：表示・警報装置、モニタリングポイント、出入管理設備（入退域管理装置）、個人管理用測定設備（個人線量計）、電気設備（常電源設備）、社内電話設備、送受話器、放送設備、警報装置、衛星携帯電話、加入電話設備、安全避難用扉、通路誘導灯、避難口誘導灯、保安灯、人の不法な侵入等防止設備
13	安全機能	1	安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	検査、保守の要求	
		2	安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を同一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。	共用時の要求	該当なし

◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
○2：安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの
◇：安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が必要なもの

技術基準規則の各条文の機能要求と該当設備

技術基準規則			機能要求	該当する構築物、系統及び機器（設備） （直接要求の設備関係 ◎、○1、○2、◇）	
条	項	号			
14 材料構造	1	1イ	使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。 この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十三条の九第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、次に掲げるところによるものであること。 イ 容器等が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。	強度、耐食性の要求	○1：金属キャスク、貯蔵架台
		1ロ	使用済燃料等を閉じ込めるための容器（以下この項において「密封容器」という。）に使用する材料にあつては、当該密封容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。	密封容器の破壊じん性の要求	○1：金属キャスク
		1ハ	管及び支持構造物に使用する材料にあつては、当該管及び支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。	管、支持構造物の破壊じん性の要求	○1：貯蔵架台
		1ニ	有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	非破壊試験の要求	○1：金属キャスク、貯蔵架台
		2イ	容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 取扱い時及び貯蔵時において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	弾性域の要求	○1：金属キャスク、貯蔵架台
		2ロ	密封容器にあつては、破断延性限界に十分な余裕を有し、金属キャスクに要求される機能に影響を及ぼさないこと。また、閉じ込め機能（事業許可基準規則第二条第二項第三号ハに規定する閉じ込め機能をいう。）を担保する部位（ハにおいて「密封シール部」という。）については、変形を弾性域に抑えること。	閉じ込め機能部位の弾性域の要求	○1：金属キャスク
		2ハ	密封容器にあつては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。また、密封シール部については、変形を弾性域に抑えること。	耐変形の要求	○1：金属キャスク
		2ニ	密封容器及び支持構造物にあつては、取扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生じないこと。	疲労破壊防止の要求	○1：金属キャスク、貯蔵架台
		2ホ	取扱い時及び貯蔵時において、座屈が生じないこと。	耐座屈要求	○1：金属キャスク、貯蔵架台
		3イ	密封容器の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	不連続形状防止の要求	○1：金属キャスク
		3ロ	溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを、非破壊試験により確認したものであること。	溶接要求	○1：金属キャスク
		3ハ	適切な強度を有するものであること。	強度要求	○1：金属キャスク
		3ニ	機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。	溶接施工の要求	○1：金属キャスク
		2	-	使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	耐圧要求
15 搬送・受入設備	1	1	使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。	取扱能力の要求	○1：受入れ区域天井クレーン、搬送台車 ○2：仮置架台、たて起こし架台、衝撃吸収材、検査架台、空気圧縮機、空気貯槽、安全弁、空気除湿装置、除湿装置前置フィルタ、除湿装置後置フィルタ、主配管
		2	使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであること。	動力停止時の要求	○1：受入れ区域天井クレーン、搬送台車
16 除熱	1	-	使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去するように設置されたものでなければならない。	徐熱要求	◎：金属キャスク、使用済燃料貯蔵建屋

◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
○2：安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの
◇：安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が必要なもの

技術基準規則の各条文の機能要求と該当設備

技術基準規則			機能要求	該当する構築物、系統及び機器（設備） （直接要求の設備関係 ◎、○1、○2、◇）	
条	項	号			
17	計測制御	1	使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度	金属キャスク表面温度計測 ○2：表面温度検出器 ◇：非接触式可搬型温度計（表面温度の代替計測用）	
		2	使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部（蓋を溶接する場合を除く。）の圧力	蓋間圧力計測 ○2：蓋間圧力検出器 ◇：圧力検出器（蓋間圧力の代替計測用）	
		3	使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度	給排気温度計測 ○2：給排気温度検出器 ◇：温度検出器（給排気温度の代替計測用）	
2	-	使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の喪失、誤動作その他の要因により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の外部放射線に係る線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検出して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	検知、警報の要求 ○2：表面温度検出器、蓋間圧力検出器、給排気温度検出器、ガンマ線エアモニタ、中性子線エアモニタ ◇：表示・警報装置		
18	放射施設	1	1	事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	線量当量率計測 ○2：ガンマ線エアモニタ、中性子線エアモニタ
		2	放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	排気放射性物質濃度計測 該当なし （放射性廃棄物の排気口なし）	
		3	放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	排水放射性物質濃度計測 該当なし （放射性廃棄物の排水口なし）	
		4	管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	外部放射線当量、空気中濃度、表面密度計測 ○2：ガンマ線エアモニタ、中性子線エアモニタ、放射線サーベイメータ（GM管サーベイメータ）、（電離箱サーベイメータ（代替計測にも使用））、（シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用））、（中性子線用サーベイメータ（代替計測にも使用））、（ガスモニタ）	
		5	周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	線量当量率計測 ○2：モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（低レンジ））、（ガンマ線モニタ（高レンジ））、（中性子線モニタ） ◇：モニタリングポイント	
2	-	放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち必要な情報を、適切な場所に表示できるように設置されたものでなければならない。	表示要求 ○2：ガンマ線エアモニタ、中性子線エアモニタ、モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（低レンジ））、（ガンマ線モニタ（高レンジ））、（中性子線モニタ） ◇：表示・警報装置		
19	廃棄施設	1	1	放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	廃棄能力要求
		2	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されたものであること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	廃棄物の区別	
		3	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	排出箇所の制限	
		4	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	ろ過装置の維持、構造	
		5	液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	排水箇所の制限	

◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
 ○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
 ○2：安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの
 ◇：安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が必要なものの

技術基準規則の各条文の機能要求と該当設備

技術基準規則			機能要求	該当する構築物、系統及び機器（設備） （直接要求の設備関係 ◎、○1、○2、◇）	
条	項	号			
20	1	-	使用済燃料貯蔵施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。	汚染拡大防止 ◎2：廃棄物貯蔵室、使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉	
21	1	-	使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	周辺線量の制限 ◎：金属キャスク、使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉	
	2	-	事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	遮蔽設備要求 ◎使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉	
22	1	1	使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	換気設備要求	該当なし (使用済燃料貯蔵施設は汚染のおそれのない管理区域のため汚染された空気による放射線障害防止のための換気設備は必要ない)
		2	使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	逆流防止構造要求	
		3	ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	ろ過装置維持、構造の要求	
		4	吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	吸気位置の要求	
23	1	-	使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	予備電源設置の要求 ◎2：無停電電源装置、共用無停電電源装置、電源車、軽油貯蔵タンク（地下式） ◇：電気設備（常用電源設備）	
24	1	-	事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。	所内通信連絡設備の設置要求 ◇：社内電話設備、送受話器、放送設備、警報装置	
	2	-	事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	外部通信連絡設備の設置要求 ◇：社内電話設備、衛星携帯電話、加入電話設備	
	3	-	使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人々の退避のための設備が設けられていなければならない。	退避設備の設置要求 ◇：安全避難用扉、通路誘導灯、避難口誘導灯、保安灯	

- ◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
 ○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
 ○2：安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの
 ◇：安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が不要なもの

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：金属キャスク				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
5 臨界防止	1	—	◎	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の直接要求に該当する。
7 地震	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
9 外部衝撃	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
11 閉じ込め	1	1	◎	金属キャスクの個別の技術基準であり、施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の要求要求に該当する。
		2	—	—
		3イ	—	— (施設の設計上液体状の使用済燃料によって汚染された物は取り扱わない。)
		3ロ	—	同上
		3ハ	—	同上
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：金属キャスク				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
14 材料構造	1	1イ	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		1ロ	○1	同上
		1ハ	—	—
		1ニ	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		2イ	○1	同上
		2ロ	○1	同上
		2ハ	○1	同上
		2ニ	○1	同上
		2ホ	○1	同上
		3イ	○1	施設の設計上金属キャスクは耐圧部の溶接部がある基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		3ロ	○1	同上
		3ハ	○1	同上
		3ニ	○1	同上
		2	—	○1
16 除熱	1	—	◎	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の直接要求に該当する。
21 遮蔽	1	—	◎	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の要求事項に該当する。
	2	—	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：貯蔵架台				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	同上
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
9 外部衝撃	1	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	同上
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	—	— (他の原子力施設と共用しない)
14 材料構造	1	1イ	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		1ロ	—	—
		1ハ	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		1ニ	○1	同上
		2イ	○1	同上
		2ロ	—	—
		2ハ	—	—
		2ニ	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		2ホ	○1	同上
		3イ	—	—
		3ロ	—	—
		3ハ	—	—
		3ニ	—	—
	2	—	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：受入れ区域天井クレーン				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも金属キャスクを落下しない設計とする。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、電源停止時に作動するブレーキを有しており金属キャスクを安全に保持する設備設計である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：搬送台車				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも金属キャスクを転倒させない設計とする。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、圧縮空気の供給停止の場合、金属キャスクは着床し、転倒することなく安全を保持する設備設計である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：仮置架台				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	本条項は仮置架台に対する直接要求ではないが、津波による漂流防止の対策が必要となる設備に該当する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクを仮置きするための架台であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：たて起こし架台				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	本条項はたて起こし架台に対する直接要求ではないが、津波による漂流防止の対策が必要となる設備に該当する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	-	-	-(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクをたて起こすための架台であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：衝撃吸収材				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受人設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクをたて起こすための架台であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：検査架台				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	△	本条項は検査架台に対する直接要求ではないが、検査架台が地震による波及的影響を与えるおそれのある設備に該当するため、間接要求に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	—	△	本条項は検査架台に対する直接要求ではないが、津波による漂流防止の対策が必要となる設備に該当する。
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	—	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクの検査、作業を行うための足場であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。
		2	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：圧縮空気供給設備 (空気圧縮機，空気貯槽，安全弁，空気除湿装置， 除湿装置 前置フィルタ，除湿装置 後置フィルタ，主配管)				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	施設の設計上，安全機能を有する設備であるため，安全機能の直接要求に該当する。 また，可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し，火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上，安全機能を有する設備であるため，安全機能の直接要求に該当する。 また，安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上，圧縮空気を搬送台車に供給する設備であり，安全機能を有する設備のため安全機能の直接要求に該当する。
		2	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：圧縮空気供給設備 (冷却水系統)				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	△	圧縮空気供給設備の性能，機能を達成するために必要な関連設備であり，安全機能の要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）を満たす必要がある設備であるため。
7 地震	1	—	△	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかであり，関連設備に該当する。
	2	—	—	—
	3	—	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	△	施設の設計上，安全機能を有する設備の関連設備である。また，可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し，火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	—	△	施設の設計上，安全機能を有する設備の関連設備である。また，安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	△	施設の設計上，空気圧縮機を冷却するための関連設備であり，搬送機能を補助する設備に該当する。
		2	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：蓋間圧力検出器				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	蓋間圧力検出器は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	蓋間圧力検出器は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	○2	蓋間圧力検出器は、キャスクの蓋間の圧力を計測するもので、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
	3	-	-	
	2	-	○2	蓋間圧力検出器は、キャスクの蓋間圧力を計測し、蓋間圧力が異常に低下した時には監視盤室と事務建屋の表示・警報装置で警報を発する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：表面温度検出器				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	表面温度検出器は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	表面温度検出器は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	○2	表面温度検出器は、キャスク表面の温度を計測するもので、当該条項の要求する機能を実現するための設備である。
		2	-	-
		3	-	-
	2	-	○2	表面温度検出器は、キャスク表面温度を計測し、表面温度が異常に上昇した時には監視盤室と事務建屋の表示・警報装置で警報を発する設備であり、当該条項の要求機能を実現するための設備である。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：給排気温度検出器				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	給排気温度検出器は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	給排気温度検出器は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	-	-
		3	○2	給排気温度検出器は、給排気温度を計測するもので、当該条項の要求機能を実現するための設備である。
	2	-	○2	給排気温度検出器は、給排気の温度を計測し、給気と排気の温度差が大きくなった時には監視盤室と事務建屋の表示・警報装置で警報を発する設備であり、当該条項の要求機能を実現するための設備である。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：表示・警報装置				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	表示・警報装置は施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	表示・警報装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
13 安全機能	1	-	◇	表示・警報装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
	2	-	◇	表示・警報装置は、計測設備や放射線監視設備の計測したデータを表示し、異常を確認した際には、警報を発するもので、当該条項の要求機能を実現するための設備であるが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
18 放管施設	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
		4	-	-
		5	-	-
	2	-	◇	表示・警報装置は、計測設備や放射線監視設備の計測したデータを表示し、異常を確認した際には、警報を発するもので、当該条項の要求機能を実現するための設備であるが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：代替計測用計測器 圧力検出器（蓋間圧力の代替計測用）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	△	代替計測用計測器は、津波の防護対象ではないが、津波襲来後、基本的安全機能が維持されていることを確認するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	代替計測用計測器は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	代替計測用計測器は当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	○2	代替計測用計測器（圧力検出器）は、津波襲来後、蓋間圧力を計測するもので、当該条項の要求を実現する設備である。
	3	-	-	
	2	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：代替計測用計測器 非接触式可搬型温度計（表面温度の代替計測用）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	△	代替計測用計測器は、津波の防護対象ではないが、津波襲来後、基本的安全機能が維持されていることを確認するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	代替計測用計測器は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	代替計測用計測器は当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	○2	代替計測用計測器（非接触式可搬型温度計）は、津波襲来後、キャスク表面温度を計測するもので、当該条項の要求を実現する設備である。
		2	-	-
		3	-	-
	2	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：代替計測用計測器 温度検出器（給排気温度の代替計測用）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	△	代替計測用計測器は、津波の防護対象ではないが、津波襲来後、基本的安全機能が維持されていることを確認するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	代替計測用計測器は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	代替計測用計測器は当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	-	-
	2	3	○2	代替計測用計測器（温度検出器）は、津波襲来後、給排気温度を計測するもので、当該条項の要求を実現する設備である。
		-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：漏えい検知器				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	<input type="checkbox"/>	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	<input type="checkbox"/>	当該条項の要求する機能（検査，保守，修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
	2	-	<input type="checkbox"/>	漏えい検知器は廃棄物貯蔵室で漏えいがあった場合に警報を発するものだが，放射性液体廃棄物の発生はなく，万一発生しても著しい漏えいはないことから，更なる信頼性向上の観点から設置する設備とする。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：廃棄物貯蔵室				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
11 閉じ込め	1	1	-	-
		2	-	-
		3イ	○2	本設備は、万一、使用済燃料によって汚染した物を取扱った場合でも汚染が拡大しないよう床面及び壁の一部に塗装を施しており、漏えいし難い設計としており、安全機能の直接要求に該当するため対象。
		3ロ	○2	本設備は、万一、使用済燃料によって汚染した物が漏えいしても本設備外に漏えいしないようせきを設けている。このため安全機能の直接要求に該当するため対象。
		3ハ	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	本設備は可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため安全機能の直接要求に該当するため対象。
13 安全機能	1	-	○2	本設備では、以下の対応を可能とする安全機能の直接要求に該当するため対象である。 ・安全機能を確認するための検査又は試験 ・当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理
	2	-	-	-(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
19 廃棄施設	1	1	-	本条文、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除くことから対象外。
		2	-	同上
		3	-	同上
		4	-	同上
		5	-	同上
20 汚染防止	1	-	○2	廃棄物貯蔵室は、汚染の拡大防止のためせきの設置、床面及び壁の一部に塗装を施しており、安全機能の直接要求に該当するため対象である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：廃棄物密封容器 ドラム缶，ステンレス製等の密封容器				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
8 津波	1	—	□	仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷によりドラム缶，ステンレス製等の密封容器の漂流防止のため，それらを固縛する漂流防止対策を講じる。
11 閉じ込め	1	1	—	金属キャスクに対する要求事項のため対象外。
		2	—	「流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続する場合」のため対象外。
		3イ	—	「施設内部の床面及び壁面」に対する要求のため対象外。
		3ロ	—	「堰の設置」に関する要求事項のため対象外。
		3ハ	—	「事業所の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないようにすること」との要求事項のため対象外。
12 火災	1	—	—	「火災又は爆発により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合に，必要に応じて消火設備及び警報設備の設置」を要求するものであるため対象外。
		2	—	「消火設備及び警報設備」に対する要求事項のため対象外。
		3	—	施設でないため対象外。
19 廃棄施設	1	1	—	放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く「放射性廃棄物を廃棄する設備」への要求事項のため対象外。
		2	—	同上
		3	—	同上
		4	—	同上
		5	—	同上
20 汚染防止	1	—	—	「壁，床その他の部分であって，使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり，かつ，人が触れるおそれがあるものの表面」に対する要求事項のため対象外。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用可否の考え方

対象設備名：エリアモニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	△	本条項はエリアモニタリング設備に対する直接要求（基準地震動に基づく地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、中性子線エリアモニタが地震による波及的影響を与えるおそれのある設備に該当するため、間接要求に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	—	○2	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	—	—
		2	—	—
		3	—	—
	2	—	○2	エリアモニタリング設備は側壁における線量当量率を計測し、線量当量率が異常に上昇した時には監視盤室と事務建屋の表示・警報装置（計測制御系統施設）で警報を発する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
18 放管施設	1	1	○2	エリアモニタリング設備は側壁における線量当量率を計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
		2	—	—
		3	—	—
		4	○2	エリアモニタリング設備は管理区域内の線量当量を線量当量率で間接的に計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
		5	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用可否の考え方

対象設備名：エリアモニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ, 中性子線エリアモニタ				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
18 放管施設	2	—	○2	エリアモニタリング設備は側壁における線量当量率を計測し、監視盤室と事務建屋の表示・警報装置（計測制御系統施設）に表示するための設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
23 予備電源	1	—	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（低レンジ））、 モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（高レンジ））、 モニタリングポスト（中性子線モニタ）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
18 放管施設	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
		4	-	-
	5	-	○2	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近の線量当量を線量当量率で間接的に計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
	2	-	○2	周辺監視区域境界付近モニタリング設備は周辺監視区域境界付近における線量当量率を計測し、監視盤室と事務建屋の表示・警報装置（計測制御系統施設）に表示する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：モニタリングポイント				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	◇	安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
7 地震	1	—	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。
	2	—	—	—
	3	—	—	—
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	◇	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。
13 安全機能	1	—	◇	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
18 放管施設	1	1	—	—
		2	—	—
		3	—	—
		4	—	—
	5	◇	モニタリングポイントは、周辺監視区域境界付近の放射線線量当量を計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。	
	2	—	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

技術基準規則				分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号			
対象設備名：放射線サーベイ機器 GM管サーベイメータ、電離箱サーベイメータ（代替計測にも使用）、シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用）、 中性子線用サーベイメータ（代替計測にも使用）、ガスモニタ					
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。	
	2	-	-	-	
	3	-	-	-	
8 津波	1	-	△	電離箱サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、中性子線用サーベイメータの一部は、代替計測にも用いられる。 代替計測に用いられるサーベイメータは、津波の防護対象ではないが、津波襲来後、基本的安全機能が維持されていることを確認するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。	
12 火災	1	-	-	-	
	2	-	-	-	
	3	-	○2	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。	
13 安全機能	1	-	○2	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。	
	2	-	-	（施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。）	
18 放管施設	1	1	-	-	
		2	-	-	
		3	-	-	
		4	○2	管理区域内の線量当量（線量当量率で間接的に計測）、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の表面の放射性物質の密度を測定する。	
		5	-	-	
	2	-	△	放射線サーベイ機器で計測した管理区域における線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、チェックポイント及び事務建屋に表示する。	

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：出入管理設備（入退域管理装置）				
【技術基準規則には出入管理設備を要求する条項はないが、事業許可規則に要求がある】				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 なお、本設備は機能を要求するものであり、要目表に設備仕様を記載するにはそぐわない。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	◇	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：個人管理用測定設備（個人線量計）				
【技術基準規則には出入管理設備を要求する条項はないが、事業許可規則に要求がある】				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 なお、本設備は機能を要求するものであり、要目表に設備仕様を記載するにはそぐわない。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	◇	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち除熱機能と遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち除熱機能と遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも基本的安全機能を確保できる設計とする。
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（基準地震動に基づく地震により生ずる斜面の崩壊により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
8 津波	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
9 外部衝撃	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（竜巻、火山、外部火災により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
11 閉じ込め	1	1	—	—
		2	—	—
		3イ	—	— (受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない)
		3ロ	—	— (受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない)
		3ハ	—	— (受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋）				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
13 安全機能	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
16 除熱	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去するように設置されたものでなければならない。）であるため。
20 汚染防止	1	—	○2	安全機能の直接要求（人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
21 遮蔽	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。）であるため。 (金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋の遮蔽機能により、事業所周辺の線量を低減する)
	2	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。）であるため。 (使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ、迷路構造、鉛毛マットによる貫通部の隙間埋め)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽ルーバ）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも基本的安全機能を確認できる設計とする。
	3	—	—	—
9 外部衝撃	1	—	—	—
	2	—	—	—
11 閉じ込め	1	1	—	—
		2	—	—
		3イ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ロ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ハ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽ルーバ）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
13 安全機能	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
21 遮蔽	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。）であるため。 (金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋の遮蔽機能により、事業所周辺の線量を低減する)
	2	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。）であるため。 (使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ、迷路構造、鉛毛マットによる貫通部の隙間埋め)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽扉）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも基本的安全機能を確認できる設計とする。
	3	—	—	—
8 津波	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
9 外部衝撃	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（竜巻、火山、外部火災により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
11 閉じ込め	1	1	—	—
		2	—	—
		3イ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ロ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ハ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽扉）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
13 安全機能	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
16 除熱	1	—	—	—
20 汚染防止	1	—	○2	安全機能の直接要求（人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
21 遮蔽	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。）であるため。 (金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋の遮蔽機能により、事業所周辺の線量を低減する)
	2	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。）であるため。 (使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ、迷路構造、鉛毛マットによる貫通部の隙間埋め)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：電気設備（常用電源設備）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	◇	安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
7 地震	1	—	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、予備電源設備の施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、常用電源設備のうち、予備電源設備（電源車、無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブル及び直流電源設備は、予備電源の電気を供給するのに必要な設備である。 仕様の記載については基本設計方針にて構成を説明し、単線結線図で電源構成を示すため、不要とする。
	2	—	—	—
	3	—	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	◇	技術基準23条（予備電源）では、予備電源の設置が求められている。 常用電源設備のうち、予備電源設備（電源車、無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブル及び直流電源設備は、予備電源の電気を供給するのに必要な設備であることから、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。 基本設計方針にて構成を説明し、単線結線図で電源構成を示すため、仕様の記載は不要とする。
13 安全機能	1	—	◇	技術基準23条（予備電源）では、予備電源の設置が求められている。 常用電源設備のうち、予備電源設備（電源車、無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブル及び直流電源設備は、予備電源の電気を供給するのに必要な設備であることから、検査、保守、修理が可能な設計とするため。 基本設計方針にて構成を説明し、単線結線図で電源構成を示すため、仕様の記載は不要とする。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

対象設備名：電気設備（常用電源設備）				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
23 予備電源	1	—	◇	<p>技術基準23条（予備電源）では，予備電源の設置が求められている。</p> <p>常用電源設備のうち，予備電源設備（電源車，無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブル及び直流電源設備は，予備電源の電気を供給するのに必要な設備であるため。</p> <p>基本設計方針にて構成を説明し，単線結線図で電源構成を示すため，仕様の記載は不要とする。</p>

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：無停電電源装置				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	○2	無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	○2	本条項は直接要求に該当する。 無停電電源装置は外部電源喪失時に監視装置や通信連絡設備に給電するもので、23条の要求事項を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：電源車				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	○2	安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために使用記載が必要なものであるため。
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	—	—
	3	—	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
8 津波	1	—	△	本条項は電源車に対する直接要求ではないが、津波襲来後の活動拠点となる予備緊急時対策所に給電するため。
9 外部衝撃	1	—	△	電源車は竜巻の防護対象ではないため、条項の直接要求はないが、電源車が飛来物となり基本的安全機能へ波及的影響を防ぐために固縛を行うため。
	2	—	—	—
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	電源車は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	—	○2	電源車は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	—	○2	本条項は直接要求に該当する。 電源車は、外部電源喪失時に、監視設備や通信連絡設備に電気を供給するもので、23条の要求事項を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：共用無停電電源装置				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	共用無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	○2	共用無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	○2	本条項は直接要求に該当する。 共用無停電電源装置は、外部電源喪失時に退避のための照明となる保安灯に給電するもので、23条の要求事項（その他必要な設備に使用）を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：据置発電機				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	<input type="checkbox"/>	据置発電機は、自主設備として設置するため安全機能を有する設備ではないが、可能な限り不燃性または難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	<input type="checkbox"/>	据置発電機は、自主設備として設置するため安全機能を有する設備ではないが、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	<input type="checkbox"/>	据置発電機は、自主設備として設置するため、安全機能を有する設備ではないが、外部電源喪失時に監視設備や通信連絡設備に電気を供給することができるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：軽油貯蔵タンク（地下式）				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	○2	安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために使用記載が必要なものであるため。
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	—	—
	3	—	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
8 津波	1	—	△	本条項は軽油貯蔵タンク（地下式）に対する直接要求ではないが、津波襲来後の活動拠点となる予備緊急時対策所に給電する電源車の燃料を貯蔵するため。
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	軽油貯蔵タンク（地下式）は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	—	○2	軽油貯蔵タンク（地下式）は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	—	—	— （施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。）
23 予備電源	1	—	○2	本条項は直接要求に該当する。 燃料貯蔵タンク（地下式）は、外部電源喪失時に監視設備や通信連絡設備に電気を供給する電源車の燃料を貯蔵するもので、23条の要求事項を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 社内電話設備				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 送受話器				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 放送設備				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	通信連絡設備は津波の防護対象ではないが、津波襲来後、活動拠点となる予備緊急時対策所からの通信連絡手段を確保するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 警報装置				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的な安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 衛星携帯電話				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	通信連絡設備は津波の防護対象ではないが、津波襲来後、活動拠点となる予備緊急時対策所からの通信連絡手段を確保するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 加入電話設備				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	—	—
	3	-	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
8 津波	1	-	△	通信連絡設備は津波の防護対象ではないが、津波襲来後、活動拠点となる予備緊急時対策所からの通信連絡手段を確保するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	—	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	—	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	—	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	—	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：安全避難用扉				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設的设计上、その機能喪失により基本的な安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の種類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	- (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
24 通信連絡設備	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：誘導灯（通路誘導灯，避難口誘導灯，保安灯）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当するが、性能，機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当するが、性能，機能の仕様記載を不要とする。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当するが、性能，機能の仕様記載を不要とする。
	2	-	-	- （施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。）
23 予備電源	1	-	△	保安灯は，当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。）に該当するが、性能，機能の仕様記載を不要とする。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：動力消防ポンプ				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	○2	安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために使用記載が必要なものであるため。
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	—	—
	3	—	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	○2	安全機能の直接要求（消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	—	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：消火器（粉末（ABC）消火器，大型粉末消火器，化学泡消火器）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	○2	粉末（ABC）消火器：安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために使用記載が必要なものであるため。
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	—	—
	3	—	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	○2	安全機能の直接要求（消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	—	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：防火水槽				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	○2	安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために使用記載が必要なものであるため。
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	—	—
	3	—	—	—（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	○2	安全機能の直接要求（消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	—	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：火災感知設備 (光電式分離型感知器, 光電式スポット型感知器, 差動式スポット型感知器, 火災受信機, 表示機)				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上, その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため, 施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	○2	安全機能の直接要求 (火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において, 警報設備が設置されたものでなければならない。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	○2	安全機能の直接要求 (警報設備は, その故障, 損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	-	○2	安全機能の直接要求 (火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは, 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求 (安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：防火シャッター				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○2	施設的设计上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の種類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	△	本条項は防火シャッターに対する直接要求（基準地震動に基づく地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、地震による波及的影響のおそれのある設備のためするため、間接要求に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	—	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：防火扉				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：コンクリート壁				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：棟上導体				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
9 外部衝撃	1	-	△	安全機能（雷により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、適切な措置が講じられたものでなければならない。）の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するのに必要な関連設備
	2	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：人の不法な侵入等防止設備				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
6 地震	1	—	◇	安全機能の直接要求（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
7 地震	1	—	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するため仕様が不要。また、核物質防護上で仕様記載ができないもの。
	2	—	—	—
	3	—	—	—
10 不法侵入	1	—	◇	安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するため仕様が不要。また、核物質防護上で仕様記載ができないもの。
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	◇	安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するため仕様が不要。また、核物質防護上で仕様記載ができないもの。
13 安全機能	1	—	◇	安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するため仕様が不要。また、核物質防護上で仕様記載ができないもの。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：受入れ区域架構鉄骨緩衝材				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	<input type="checkbox"/>	受入れ区域架構鉄骨緩衝材に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、津波対応のために更なる信頼性向上の観点から設置する設備であるため。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	<input type="checkbox"/>	受入れ区域架構鉄骨緩衝材に求められる機能要求事項（安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）ではないが、津波対応のために更なる信頼性向上の観点から設置する設備であり、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：予備緊急時対策所・資機材保管庫				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	<input type="checkbox"/>	予備緊急時対策所・資機材保管庫に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、津波対応のために更なる信頼性向上の観点から設置する設備であるため。
23 予備電源	1	-	<input type="checkbox"/>	予備緊急時対策所は、当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。